

かけはし

JITCO JOURNAL

1

2026.January
Vol.164

新制度TOPICS

「育成就労制度」の最新情報 —公布された関係省令等より—

The JITCO Convention Report

2025年JITCO交流大会レポート

連載 外国人材の現場から
第14回 株式会社しづぽーと
「『eTRY!』の活用で効率的に日本語学習」
JITCO新事業・新サービスのご案内

かけはし

JITCO JOURNAL

CONTENTS

P.1 卷頭言 2026年(令和8年)年頭所感
公益財団法人 国際人材協力機構 理事長 小川新二

P.2 新制度TOPICS
「育成労制度」の最新情報—公布された関係省令等より—

P.5 新制度とともに—
JITCO 新事業・新サービスのご案内

P.6 The JITCO Convention 2025 Report
2025年JITCO交流大会開催

P.8 <連載>なるほど!好事例! 外国人材の現場から
第14回 株式会社しーぱーと
「『eTRY!』の活用で効率的に日本語学習」

P.10 JITCO NEWS
育成労外国語版ビデオクリップ公開、OTIT委託事業「無料コンサルティング」受付中、
母国語情報誌「とも」冬季号(WEB版)ご案内、各区政府関係者JITCO来訪、
各種セミナー開催報告 ほか

P.12 送出し国をもっと知りたい! 最終回 ラオスってどんな国?

P.14 外国人材の受け入れに関するQ&A

P.15 みんなでエンジョイ! レクリエーション 第11回 イルミネーションを見に行こう!

P.18 JITCO Seminar Information



2026.1 Vol.164

表紙の写真:アンコール・ワットの参道から見る朝日(カンボジア)

カンボジア北西部にある世界最大級の寺院アンコール・ワット。カンボジアのシンボルであり、国旗にも描かれている世界遺産です。12世紀前半に建立され、当時はヒンドゥー教のヴィシュヌ神が祀っていましたが、その後仏教寺院となり、今多くの仏像が配置されています。早朝の陽の光に映える様が有名で、この写真も朝の様子を捉えた一枚。砂岩のブロックが敷き詰められた西参道から、朝靄(もや)にかすむ印象的な形の中央祀堂を望み、空には煌々と朝日が輝いています。西参道は540mにもおよぶ長さで、これまで日本をはじめ世界各国が修復に携わってきました。2023年によく修復は完了。我が国の石工の指導のもと、カンボジア人の技術者も育ち、今では安全に通れるようになっています。

卷頭言

2026年(令和8年) 年頭所感

公益財団法人 国際人材協力機構
理事長 小川 新二



あけましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。

我が国の外国人材受入れを取り巻く環境は、今まさに歴史的な転換点にあります。一昨年に成立した育成労法は2027年4月の施行に向けて準備が加速し、本年は制度の詳細が定まり具体的な準備が始まるなど、円滑な移行を確実なものとするための極めて重要な一年となります。

育成労制度は、少子高齢化による人手不足が深刻さを増す中、必要な人材を確保するとともに未熟練の外国人材を育成し、特定技能制度への円滑な移行を通じて中長期的なキャリア形成を可能にするものです。この「人を育てる」という点は、当機構が長年にわたり掲げてまいりました「技能移転を通じた国際貢献」という理念に深くつながるものであります。新制度の下においても、海を越えて日本で学ぶ若者たちの成長を支え、日本と送出国双方の経済社会の発展に寄与するという当機構の使命が変わることはありません。

受入企業・団体等の皆様におかれましては、新制度への期待とともに、具体的な移行プロセスや要件への適合について不安を感じられる面もあるかと存じますが、当機構は、皆様に安心をお届けする総合支援機関として、長年の経験と実績を活かし、しっかりサポートをしてまいります。

具体的には、ウェブサイトや駐在事務所等を通じた最新情報の発信、新制度に対応した記載例集等の教材の提供、複雑化する申請実務をサポートする相談体制の強化、制度の動きを的確に捉えたセミナーの開催など、皆様の実務に直結する支援を一層拡充してまいります。これらに加え、登録日本語教員の派遣、分野別協議団体との連携、JITCO保険の拡充等、新制度に対応したサービスについても実施に向けた検討を進めており、皆様のニーズに応じたきめ細やかなサポートを提供してまいります。

当機構は、受入企業・団体・機関の皆様から信頼をいただけるパートナーとして、新制度へのかけはしとなるべく職員一同全力を尽くしてまいります。本年も引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

「育成労制度」の最新情報 —公布された関係省令等より—

2025年9月30日に育成労制度に係る関係省令等が公布されました。技能実習制度との違いを中心に主な内容を説明します。

▶ 育成労制度の目標等

育成労実施者は育成労期間の通算が3年となる育成労計画を作成し、認定を受けることになります。育成労外国人が目指す目標のうち、技能については、1年目の目標が「技能検定基礎級等の合格」、育成労終了までの目標は「技能検定3級、特定技能1号評価試験等の合格」です。日本語については、就労開始前の目標が「A1相当」の日本語能力の試験の合格又は相当する講習の受講)、1年目の目標は「A1相当」の日本語能力の試験の合格)、就労中は「A2相当」の日本語能力の講習(認定日本語教育機関の就労課程において100時間以上)の受講)、

育成労終了までの目標は「A2相当」の日本語能力の試験の合格)です。なお、1年目の目標である技能および日本語の試験については、合格していなくとも育成労の継続は可能です。

技能実習制度では業務全体の1/2以上は必須業務である必要がありました。育成労制度では、必須業務は全体の1/3以上となり、他に安全衛生業務(全体の1/10以上)、育成労産業分野で定める業務区分内の業務(関連する業務を含む)に従事します。

▶ 育成労外国人の要件

育成労外国人の要件には、「18歳以上」「(監理型の場合)本国の公的機関から推薦を受けた者」といった技能実習制度と同様のものもありますが、新たに「健康状態が良好」「素行が善

良(監理型の場合は送出機関が確認)」などの要件が追加されています。一方で、技能実習制度で求められていた「前職要件」や「復職要件」はなくなりました。

▶ 育成労実施者の要件等

育成労実施者は、常勤役職員の中から育成労責任者・育成労指導員・生活相談員を選任する必要があります。技能実習制度と異なるのは育成労責任者だけでなく、育成労指導員や生活相談員も、過去3年内に養成講習を修了した者(施行後当分の間は技能実習制度の養成講習で代替予定)でなければならぬ点です。

また、「過去1年内に育成労実施者又は監理支援機関の責めに帰すべき事由により育成労外国人の行方不明者を発生させていないこと」や、新たに以下の点も求められています。

- 過去1年内に、育成労外国人に従事させる業務と同種の業務に従事していた労働者を離職させていない(定年その他これに準ずる理由により退職した者、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者、自発的に離職した者等を除く)
- 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守している

- 送出機関等から、社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けることなどを行っていない

さらに、育成労外国人の待遇については、技能実習制度同様に、「日本人が当該業務に従事する場合の報酬の額と同等以上にする」「適切な宿泊施設の確保」などが求められている一方で、新たに以下の点も求められています。

- 育成労外国人であることを理由として、報酬の決定等の待遇について、差別的な取扱いをしていない
- 育成労外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしている
- 転籍制限期間が1年を超える場合にあっては、育成労外国人の昇給その他の分野別運用方針で定める待遇の向上を図ることとしている

▶ 育成労外国人の受け入れ人数枠

育成労実施者の常勤職員の総数に応じて、受け入れられる育成労外国人の数は上限(受け入れ人数枠)が定められています。受け入れ人数枠は1~3年目までの育成労外国人の合計に対する上限です。監理型の受け入れ人数枠には、①一般の育

成労実施者の人数枠(基本人数枠)、②優良な育成労実施者の人数枠(基本人数枠の2倍)、監理支援機関が優良である必要はない)、③優良な監理支援機関の監理支援を受け、かつ、指定区域(地方※)に住所がある優良な育成労実施者の人数枠(基本人数枠の3倍)、と3つの人数枠が設けられます。な

お、やむを得ない事情により転籍した者、3年を超えて育成労を延長している者等は、受け入れ人数枠に含まれません。

※指定区域:東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県以外の道県と上記8都府県の過疎地域

▶ 入国後講習

育成労制度における入国後講習においても技能実習制度同様に日本語・生活一般などの4科目を行います。入国後講習の総時間数は原則320時間以上、ただし入国前に160時間以上行つていれば160時間以上に短縮が可能です。さらに、A1相当の日本語能力が試験等で証明されていれば原則220時間以上で、入国

前の110時間以上の実施により110時間以上に短縮することができます。また、A1相当の日本語能力の試験に未合格の場合は、入国後講習にて、認定日本語教育機関の就労課程(当分の間は登録日本語教員による授業でも可)で100時間以上の相当講習を受けることとされています。

▶ 育成労外国人が送出機関に支払う費用の上限

育成労外国人が送出機関に支払う全ての費用は、月給(就労開始時の所定内賃金額(残業代等は含まない))の2カ月分を超えてはいけません。なお、送出機関は育成労外国人や監

理支援機関から徴収する費用について算出基準を明確に定めインターネット等で公表することとなりました。

▶ 育成労外国人本人の意向による転籍の要件

育成労外国人本人の意向による転籍を行うには、転籍を行う育成労外国人が育成労産業分野ごとに定める要件(一定の水準の技能・日本語能力、1年以上2年以下の範囲内での転籍制限期間を考慮、等)を満たしていることが必要です。

転籍先の育成労実施者は、技能・日本語能力の育成の実績等に照らして優良である必要があり、定められた転籍者の割合(本人意向の転籍者の総数÷転籍後の育成労外国人の総

数が3分の1を超えない、等)の中での受け入れが必要となります。また、転籍先の育成労実施者は、転籍元の育成労実施者に対して、定められた費用(初期費用として告示で定める額に、転籍元での就労期間に応じた按分率をかけた金額を支払う必要があります。

なお、育成労外国人本人の意向による転籍の際は、民間職業紹介事業者を関与させることが禁止されています。

▶ 監理支援機関に係る要件

監理支援機関は、育成労外国人のマッチングや育成労実施者に対する監理・指導等を行うために、主務大臣による許可を受ける必要があります。技能実習制度同様の「債務超過がない」「監理支援責任者の選任」「育成労実施者に対する3月に1回以上の監査」「母国語相談体制」「帰国旅費負担」などの要件に加えて、新たに以下の要件が定められています。

- 監理支援を行う育成労実施者の数が原則として2者以上である
- 監理支援事業の実務に従事する常勤の役職員は2人以上なければならない
- 監理支援事業の実務に従事する常勤の役職員1人当たりの育成労実施者の数が8者未満であり、かつ、育成労外国人の数が40人未満である
- 監理支援を行う育成労実施者の出身職員等は、入国

後講習等の一部の業務を除いて、その密接な関係を有する育成労実施者に対する業務には関与できない

- 外部監査人は、弁護士(法人)、社会保険労務士(法人)、行政書士(法人)、その他育成労の知見を有する者である

- 育成労外国人の保護の観点から、緊急対応等の能力を有している

各項目に関するさらなる詳細については運用要領の公表が待たれます。

なお、育成労制度の関係省令等の概略図は、出入国在留管理庁のホームページをご参照ください。



こちらから▶

▶育成就労産業分野について

12月10日時点で有識者会議にて検討されている育成就労産業分野に係る技能水準や日本語能力水準(案)は以下の通りです。

育成就労産業分野	1年経過時		本人意向による転籍		育成終了時	
	技能水準	日本語能力水準	制限期間	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準
介護	育成就労評価試験 (初級)	A2.2相当以上 及び 日本語学習プラン (B1相当以上の 場合は不要)	2年	A2.2相当以上	育成就労評価試験(専門級)	A2.2相当以上 及び 介護日本語 評価試験
ビルクリーニング					特定技能1号評価試験	A2.2相当以上
リネンサプライ					育成就労評価試験(専門級)	
工業製品製造業					育成就労評価試験(専門級)、 技能検定(3級) 又は 特定技能1号評価試験	
建設					育成就労評価試験(専門級) 又は技能検定(3級)	
造船・船用工業					育成就労評価試験(専門級)	
自動車整備					特定技能1号評価試験	
宿泊					A2.2相当	
鉄道					特定技能1号評価試験 又は 育成就労評価試験(専門級)	A2.2相当 ※運輸係員は A2.2相当以上
物流倉庫					特定技能1号評価試験	
農業					育成就労評価試験(専門級)	
漁業					特定技能1号評価試験	
飲食料品製造業					育成就労評価試験(専門級)、 技能検定(3級) 又は 特定技能1号評価試験	
外食業	育成就労評価試験 (初級)	A1相当以上	2年	A2.1相当以上	育成就労評価試験(専門級) 又は 特定技能1号評価試験	A2.2相当
林業					技能検定(3級)	
木材産業					特定技能1号評価試験	
資源循環						

※A2.1:日本語教育の参照枠A1に到達し、かつA2.2到達に向けて学習が進展しているレベル

※A2.2:日本語教育の参照枠A2相当のレベル

JITCOでは、新制度に関する最新情報を公式サイトや
X、セミナー等で発信しておりますので、ぜひチェックしてください。

＼＼ 新制度とともに ／＼

JITCO 新事業・新サービスのご案内

育成就労制度の施行に向けて、JITCOが検討を進めている
新たな事業・サービスの方向性をご紹介します。

※掲載内容は現時点での構想であり、今後の運用要領の内容や公表時期によって変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

1 育成就労制度に関する既存サービス拡充

育成就労制度開始に伴い、技能実習制度でご提供してきたさまざまな既存サービスを拡充して展開します。

セミナー・講師派遣	育成就労の制度説明会、受入れ実務者セミナー、テーマ特化の特別セミナー、専門講師派遣(入国時の法的保護講習)
養成講習	監理支援責任者等講習、育成就労実施者向け3講習
海外対応	送出機関とのモデル協定書ご提供
申請支援	計画認定申請の点検・提出、在留資格認定申請の点検・取次、記載例集の刊行、JITCOサポートアップデート
損害保険	JITCO保険等

2 特定技能制度に関する既存サービス拡充

2025年11月4日から、技能実習に加え**特定技能のオンライン点検・取次**も始めました。滑り出しからご好評をいただいています。点検・取次料がリーズナブルで、申請書の印刷・郵送も不要、24時間依頼可能となっています。

詳細はこちらからご覧ください。

https://www.jitco.or.jp/ja/member-members_only/#section_7



3 新規開発事業・サービス案について

新制度に合わせ、以下のような新しいサービスの実施を検討しています。

- ① 監理支援機関許可申請の点検・提出
- ② 登録日本語教員の派遣(入国時の日本語能力A1相当講習<100時間>・育成就労中のA2目標講習<100時間>)を担当)
- ③ 【特定技能】支援責任者向け講習
- ④ 送出し国、送出機関向けの育成就労制度説明ビデオクリップ掲載
- ⑤ 外部監査人サービス
- ⑥ 分野別協議会等とのタイアップ(特定技能の各受入れ分野にて組織される協議会等に対する、受入れ支援サービスのご提供)

新たなサービス展開につきましては詳細が決まり次第、
公式サイトやX、「かけはし」などで随時ご案内いたします。

2025年 JITCO交流大会開催

@全電通労働会館



2025年10月3日、全電通労働会館(東京都千代田区)で、「2025年JITCO交流大会 一人づくり、交流そして友好の発展」を開催しました。約270人と前年よりも多くの方が参加した本大会は、第1部では育成労制度の検討状況に関する講演、育成労制度に関するJITCO新サービス紹介を実施。第2部では「外国人材の活躍と企業の発展」をテーマとする好事例紹介セッションを、第3部では「第33回外国人技能実習生日本語作文コンクール」の表彰式を行いました。

第1部 講演 & 新サービスのご案内 First Session

第1部では、出入国在留管理庁政策課の菱田泰弘課長が、「育成労制度の検討状況」をテーマとして、育成労制度の概要、育成労および特定技能制度の基本方針、育成労法の施行規則、転籍制限などについて、図表を使いながら説明しました。(→講演はWebサイトでご視聴ください)

講演の後には、JITCO専務理事・杉浦信平が育成労制度開始に向けたJITCOの新たな事業・サービスの構想案を紹介しました。(→内容はP.5をご覧ください)

Lecture1 育成労制度の最新状況



講演タイトル 「育成労制度の検討状況について」

講演者

出入国在留管理庁
菱田 泰弘
政策課長

育成労制度について説明する入管庁の菱田政策課長。「外国人材が長きにわたって日本で就労しながらキャリアアップできる、わかりやすい制度を構築し、適切に運用できるようしっかりと準備をすすめたい」



新事業 & 新サービスの案内

JITCO専務理事 **杉浦 信平**

育成労制度開始に向けてJITCOの新たな事業・サービスの構想案を大会参加者に説明する杉浦JITCO専務理事。

第2部 好事例紹介セッション

テーマ 「外国人材の活躍、企業の発展—日本語コミュニケーションとキャリアパス・デザイン—」

第2部では、「外国人材の活躍、企業の発展—日本語コミュニケーションとキャリアパス・デザイン—」をテーマとした好事例紹介セッションを行いました。イントロダクションでは国際労働移動を専門とする東海大学の万城目正雄教授が「外国人材の仕事・生活における満足度について」の調査結果を中心に講演し、続いて外国人材受入れ企業の事例紹介では、藤田螺子工業株式会社と株式会社ツクイの担当者が登壇、それぞれ具体的な取り組みについて説明しました。(→セッションはWebサイトでご視聴ください)



イントロダクション Introduction

**東海大学 教養学部 万城目 正雄 教授**

「外国人材の仕事・生活における満足度」について、万城目教授の調査によると、次のような結果が浮き彫りになりました。

- ▶ 主題的に技能や日本語を学びたい技能実習生は多く、仕事を面白いと感じるかが重要。賃金以前に、上司の指導と評価の妥当性を重視。
- ▶ 都市の賃金は地方よりも高いが、特定技能外国人の満足度は都市在住者のほうが低い。物価が高いのに、技能実習生のように監理団体からの手厚い生活支援がないからではないか。

▶ 在留中に困ったこと1位は、家族と離れて寂しいこと。つまり、「外国人材の活躍、定着、企業の発展」のキーワードは、「コミュニケーション(日本語教育・学習)」「人材管理(キャリアパス等)」「日本での生活への支援」の三つで考えられるという結論に至り、その後のセッションへと展開されました。

受入れ企業からの事例紹介 Case studies from accepting companies

藤田螺子工業株式会社



藤田螺子工業株式会社は、作文コンクールの入賞者・佳作選出者が通算33名、N1~N3の合格者も通算72名と、日本語教育において優れた結果を出している企業です。「会社を上げて日本語能力向上のため、週1回、日本語勉強会を開催しています。日本人と同じ」をスローガンに、交流イベントなどにも積極的に参加してもらっています」(田川)、「最初は嫌々勉強してた実習生たちも、試行錯誤の結果、今では楽しみながら日本語を学んでくれるようになりました」(大野)。

株式会社ツクイ



介護サービスを提供する株式会社ツクイは、技能実習から特定技能への移行率が76%、技能実習生の入社後5年の在籍率は50%、他社への転職者は0人と高い定着率を誇ります。「介護業界は人材不足で、ますます外国人材が必要となるなか、わが社を選んでもらうためにキャリアパスを導入し、介護福祉士試験の合格者を一人でも多く出せるように取り組んでいます」。

第3部 第33回外国人技能実習生日本語作文コンクール表彰式 Third Session



① 日本語作文コンクール最終審査委員と最優秀賞受賞者集合写真。前列左より、エンダー ヌハミダさん、アリウンボルド ムンフトールさん、戸田佐和審査委員長、菱田哲郎JITCO会長、キン チョー チョー サンさん、リュ ティ ニュさん ② 作文を朗読する最優秀賞受賞者たち ③ それに表彰状を授与 ④ 作文コンクール最終審査委員の皆さ ⑤ 受賞者と実習実施者の担当者の皆さん

講評 Commentary

**戸田 佐和 審査委員長**

「例年にも増してレベルが高い大会でした。生の声にのせて聞く作文は、さらに心に響くものとなりました」と語る戸田審査委員長。

JITCO交流大会第3部では、外国人技能実習生日本語作文コンクールの表彰式を行いました。今年は12カ国の出身者から1,188編の応募作品が寄せられました。JITCO役職員による審査、最終審査委員会における協議の結果、最優秀賞4編、優秀賞4編、優良賞12編を選出しました。

表彰式では最優秀賞受賞者4名が菱田JITCO会長から賞状を受け取り、その後、堂々と作品を朗読しました。今年度は、各実習実施者の担当者の皆様に日本語学習のコツや過程を発表してもらい、最後は戸田審査委員長による講評で、表彰式は終了しました。(→作文の朗読はWEBサイトでご視聴ください)

受賞作品および講評は、
優秀作品集をご覧ください。

<https://www.jitco.or.jp/ja/service/competition.html>



交流大会の様子は、JITCO公式サイトの
動画にてご覧いただけます。

<https://www.jitco.or.jp/ja/channel/>

コチラから



なるほど! 好事例!

外国人材の現場から

第14回 「eTRY!」の活用で効率的に日本語学習

株式会社しーぽーと

登録支援機関の株式会社しーぽーと（松本未香代表取締役、北海道札幌市）は、日本語eラーニング教材「eTRY!」（PC・スマートフォン両対応）を利用しています。自己学習用の教材としても、講義用のテキストとしても便利な「eTRY!」。どういった狙いでどう使っているのか、松本代表に伺いました。

ネイティブの会話に慣れる前の ワンクッション



松本代表

松本代表は「eTRY!」の利用を始めたきっかけについてこう話してくれました。「弊社では登録日本語教員3名が、仕事終わりの外国人材に講義をしています。しかし入国直後の外国人材は、よほどやる気のある方でなければ、スピードが速く付いていけないネイティブな日本語の会話を嫌います。そんな『まずは自分で勉強したい』という方に、入国直後や在留資格の変更・更新時に『eTRY!』をおすすめします。その際は独自に作成したチラシ（右の写真）を外国人材に渡しています」。

ハイレベルな日本語学習にも

「eTRY!」は日本語学習が得意な外国人材にとっても便利なようです。しーぽーとにはN1やN2の試験を控えている外国人材が多く、普段の講義だけでは学習量が足りない場合に追加で「eTRY!」を使っています。「弊社の特定技能外国人が所属する企業に、N2を取得している技能実習生がいます。彼女は『eTRY!』のN1レベルを1ヵ月で終えてしましました。今は2周目に入っていますよ」と松本代表は微笑みます。「eTRY!」を使うことで「日本語学習をもっと頑張りたい」という意欲が出るようです。

自己学習の進捗を正確に把握

学習の進捗状況を確認できる機能についても松本代表は魅力を感じているようです。「アプリ一つで学習を任せること

ができ、進捗状況を月に1回チェックしています。そしてまったく学習が進んでいなければ特定技能所属機関に報告します。『eTRY!』を使わなければ、自己学習の進捗状況を一人ひとり正確に把握できません」。

外国人材支援のさまざまな工夫

外国人材について「日本人よりきめ細かく周りが見えている



しーぽーとで作成している「eTRY!」のチラシ

こともある」と言う松本代表。効果的な日本語教育だけでなく、調達してきた社宅を特定技能所属機関に貸し出したり、JITCOサポートを使って申請書類の不備を減らしたり、コミュニケーションを円滑に行うべくFacebookで24時間メッセージ対応をしたりと、さまざまな工夫をしているからこそ、外国人材が生き生きと働けているようです。

株式会社しーぽーと

介護分野の特定技能外国人（ベトナム、ミャンマー、インドネシア出身）を支援している登録支援機関。職員数は計12名で、ベトナム人通訳とミャンマー人通訳がそれぞれ1名ずつ所属。2014年設立。23年から登録され、特定技能所属機関数は5社、現在の特定技能外国人数は48名（累計58名）。

「eTRY!」を使った感想を聞きました



特定技能外国人
Aさん

学習が楽しかったです
母国語対応も助かりました！

今回、アプリを使ってみて、とても使いやすかったです。日本人の先生に教えてもらう、オンライン学習も受けています。そのテキストと同じ内容のアプリだったので、復習もできました。母国語の対応もできたので、たすかりました。自分で学習するのは、すこし大変でしたが、楽しかったです。また、やってみたいです。

しーぽーとで使っている／

eTRY! とは



レッスン例／会話見本アニメーション（字幕付き）

めざせJLPT合格！

結果が見えます！すべてがUP!

得点アップ人数

79.3%
が得点UP!

平均アップ得点

28.4点
UP

高い平均点

120点
180満点中

合格点突破率

74.7%
が合格点超え！

※eTRY!の利用前後にJLPTハーフ模試を受けて調査。

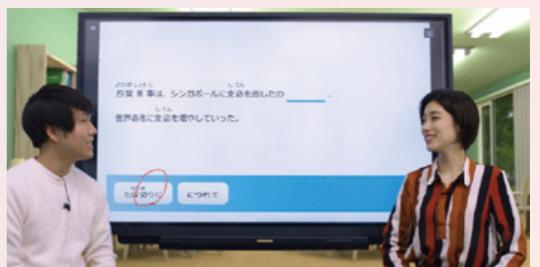
お問い合わせ 講習業務部 日本語教育課 ☎03-4306-1168 ✉nihongo@jitco.or.jp

<https://www.jitco.or.jp/ja/service/learning.html>

詳細はこちら▶

JLPTのレベル別に対応したeラーニング教材です。国内外でのオンライン授業や外国人材の自学自習など、いろいろな学習の場で活用できます。

※ご利用時のアクセス先は、株式会社アスク出版のeラーニングサイト「ASK-Online」になります



レッスン例／授業動画・問題解説動画（字幕付き）



※写真はイメージです。

ご利用料金

期間／一般：	N1：2,640円（税込）
3ヵ月	N2：2,310円（税込）
賛助会員：	N3：2,310円（税込）
4ヵ月	N4：1,980円（税込）
人数／1名料金	N5：1,650円（税込）
	START：1,650円（税込）



JITCO NEWS

JITCOの最新ニュース&トピックスをお届けします。
最新情報はX(@jitco_official)で配信しますので
フォローをお願いします。

おすすめ情報 HOT! 外国人技能実習機構(OTIT)委託事業 コンサルティング絶賛受付中

JITCOが外国人技能実習機構(OTIT)から委託された「外国人技能実習生のための雇用環境改善促進事業(令和7年度)」。この一環として、「外国人技能実習生の雇用環境改善促進のためのセミナー」全5回が、2025年7~11月にわたって開催され、大盛況のうちに終了しました。同じく雇用環境改善促進事業の一つである「外国人技能実習制度運用自主点検支援コンサルティング」にも多くのお申し込みをいただきました。幅広い内容を直接相談できると好評の同コンサルティングは、引き続きお申し込みを受け付けておりますので、枠が埋まる前にぜひご利用ください。

お問い合わせ先:実習支援部業務課 03-4306-1189

詳しくはこちらから

<https://www.jitco.or.jp/ja/service-otit-jitco.html>



育成労制度関連のセミナーを開催

2025年9月17日、30日、10月9日に「監理支援機関の許可、法改正後の登録支援機関の登録に関する情報提供セミナー」をオンラインで開催し、延べ1082名もの多くの参加者にご視聴いただきました。また、10月27日には「入管法・技能実習法の改正に関するセミナー」(対面・ウェビナー同時)も開催し、育成労制度の最新情報について説明しました。



入管法・技能実習法の改正に関するセミナー

おすすめ情報 HOT!

育成労制度について 各国語で解説するビデオクリップ公開

育成労制度に係る最新情報について、各国語で解説するビデオクリップを公開いたしました。オンラインで海外からでもご視聴いただけます。ぜひ、送出機関の皆様等へご周知いただき、制度理解にお役立てください。英語をはじめとし、多言語で公開中です。



ご視聴・詳細はJITCO公式サイトから

<https://www.jitco.or.jp/>



ニーズに応じた 臨時セミナーを多数開催

JITCOでは、各方面からのお問い合わせや社会的な動向を踏えたセミナーを、下記の通り開催しました。

- 11月26日開催「技能実習生、特定技能外国人の妊娠・出産セミナー」
- 11月27日開催「いつ、どこで受験できるの? CBTで変わった特定技能試験の現在」(主催:ビアソンVUE、協力:JITCO)
- 11月7日開催「人権尊重の観点から適正な監理団体・登録支援機関を見分ける方法~ビジネスと人権、ステークホルダーエンゲージメント」(主催:CRT日本委員会、後援:JITCO)

今後も時流に即した臨時セミナーを適宜開催していく予定ですのでぜひご利用ください。

インド人材セミナー、バングラデシュ マッチングイベント実施

今後増加が見込まれる送出し国2人の人材イベントを実施いたしました。

2025年10月29日には、大阪府商工労働部主催の「インド人材セミナー~北東インドの可能性を探る~」を共催しました。

また、11月4日に東京、11月7日に名古屋で開催された駐日バングラデシュ人民共和国大使館主催の「バングラデシュマッチングイベント」を後援しました。送出機関約50社が来日し、大盛況のイベントとなりました。

バングラデシュ、パキスタン、チュニジア、中国、 各国外窓口と協議等を実施

2025年9~10月にかけて、今後増加が見込まれる送出し国や、新たに日本への送出しに関心を持つ国の政府窓口と協議等を実施しました。

- 9月9日、バングラデシュ政府外務顧問との協議
- 9月10日、パキスタン次期大使との会談
- 9月30日、駐日チュニジア大使との面談
- 10月15日、中日人材協力機構代表団との定期協議・交流会



- 1 ルトフェイ・シディキ バングラデシュ政府外務顧問(中央)
- 2 右からアブドゥル・ハミード次期大使、JITCO松富常務理事
- 3 右からアハメッド・シャッフラ大使、JITCO小川理事長
- 4 中日人材協力機構の房秋農会長(右から2人目)

詳細は公式サイトのニュース・お知らせ欄をご覧ください。

- 1 <https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/41445/>
- 2 <https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/41455/>
- 3 <https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/41644/>
- 4 <https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/42089/>



東京駐在地域情報交換会を開催

2025年11月28日、東京駐在事務室担当地域の情報交換会(無料ウェビナー)を開催しました。外国人技能実習機構東京事務所から講師をお招きし、「認定申請書類作成時の留意点」「実地検査結果・違反事例からみる実習実施・監理上の留意点」などについての講義を行いました。

おすすめ情報 HOT!

母国語情報誌「とも~もっと知る日本~」 2026年1月冬季号オンライン版発行

技能実習生や特定技能外国人など日本で暮らす外国人の皆様に向けた、日本での生活に役立つ情報が満載のJITCO母国語情報誌「とも~もっと知る日本~」。その最新号(オンライン版)を2026年1月1日に発行しました。奮ってご利用ください。

《2026年1月号の内容》

- ★マンガで知ろう「初夢」
- ★緊急の時には「110番」と「119番」
- ★電車やバスなどの公共交通機関を利用するときのマナーを確認しましょう。



10か国語で読めます!

Facebook
でも配信中
<https://www.facebook.com/jitco.official>



あなたの意見を反映して よりよいサービス&誌面をお届けするために JITCOアンケートのお願い

会員の皆様によりよいサービスをご提供するため、アンケートのご協力ををお願いいたします。

数分でお答えいただける、簡単なアンケートになっております。また、独自の「好事例」をお持ちの賛助会員も募集しておりますので、アンケートの回答項目で、事例と掲載希望の旨をお伝えください(※)。

JITCOのサービス、および「かけはし」誌面の向上のため、ぜひご協力いただけますと幸いです。

アンケートはこちらからお願いします。

<https://forms.gle/BoQYB7hTkParRYta9>

※好事例の掲載については、応募内容を弊機構で検討した上で、取材する場合はこちらからご連絡させていただきます。



送出し国を
もっと知りたい!

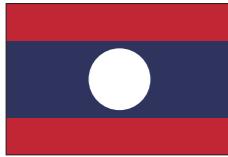
ラオスってどんな国?



最終回

Lao People's Democratic Republic

今、注目したい送出し国をピックアップ! その国の人々のさまざまな情報を届けます。実習生たちとのコミュニケーションに利用したり、新たな人材受入れの参考にしてみてはいかがでしょうか? 最終回は、11月に皇室の愛子さまが公式訪問されたことでも注目を浴びた親日国のラオスです。



- 正式国名 ラオス人民民主共和国
- 首都 ピエンチャン
- 人口 758万2,000人
- 面積 24万km²(日本の本州よりやや広い)
- 民族 ラオ族(全人口の約半数以上)を含む計50民族
- 宗教 仏教
- 主要言語 ラオス語
- 政治体制 人民民主共和制
- 時差 日本時間から-2時間
- 通貨 キープ(1キープ≈0.007円)
- 国旗 青色はメコン川で中央の丸は満月を表す。また、赤は独立で流れた血、青は繁栄、白丸は国の団結を象徴している。



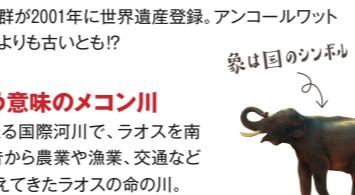
ランサーン王国時代を偲ぶ古都ルアンパバーン

ランサーン王国のかつての王都。金色に輝く寺院や王宮があり、「ワット・シエントーン」はその代表。早朝に現れる僧侶たちの托鉢が街の風物詩。近郊の「クアンシーの滝」も幻想的で人気。



緑豊かな「森の都」首都ビエンチャン

高層ビルが少なく緑も豊富なのがビエンチャンの特徴。女性は巻きスカート「シン」、男性は「バーサロン」を着て、共に上着「スア」を着て、肩掛け「バーピアン」を着用。



メコン川の悠久の流れのように穏やかでゆったりとした多民族国家

東南アジアの中央に位置するヤシの木の形をした国、ラオス。この地域で唯一、海がない国で、周囲をタイ、ベトナム、カンボジア、中国、ミャンマーの五つの国に囲まれています。自然も豊かで、メコン川が国を背骨のように南北に流れています。国名の由来は、ラオ族の複数形(フランス語)から。ラオ族をはじめとする50民族が住む多民族国家で、首都はラオス最大の都市で、タイとの国境近くにあるビエンチャンです。

ラオスの人々は穏やかな性格で、国民の約7割が佛教徒です。早朝には僧侶が街を歩き、人々から食べ物を受け取る「托鉢(たくはつ)」の姿が見られます。特に街全体が世界遺産に登録されている古都ルアンパバーンでは、この托鉢の様子が人々の気持ちを落ちつかせる美しい光景として、町の象徴的な景色になっており、一目見ようと観光客も多く訪れていました。

現在のラオスの基礎となったのが、14世紀ごろに誕生した「ランサーン王国」です。ランサーンとは「百万頭の象」を意味し、当時のラオスにとって象は、国の力と豊かさを象徴していました。ランサーン王国は約300年以上にわたり栄え、現在のラオス文化や仏教の基盤を築くことになります。しかし、その王国も分裂や外圧によって弱体化し、19世紀にはフランスの支配下に入り、フランス領インドシナの一部として統治されました。

第二次大戦後の1953年、ラオスは独立を果たしますが、ベトナム戦争の影響を受け、国内では長い内戦が継続。1975年、ついに王政が廢止され、現在の「ラオス人民民主共和国」が成立しました。

中国の協力、日本のODAでインフラも整備

戦争を乗り越えて、社会主義国として発展してきたラオス。さらに近年では、中国の援助

もあり、大きな経済成長を遂げています。

日本とラオスは、1955年の国交関係樹立以来、長く温かな関係を築いています。日本のODAによって道路や学校、病院が整備され、ラオスとタイを結ぶ重要な「第二メコン国際橋」も日本の支援で建設されました。教育や農業の分野でも協力が続けられ、人と人の交流も盛んに行われています。文化面では、日本のアニメや漫画が若者に人気で、日本語を学ぶ学生も増えているようです。また、首都ビエンチャンでは、京都市動物園に寄贈された象のお礼として贈った京都の市バスが、いまも現役で街中を走っているのです。

メコン川の流れのように穏やかで、静かにかつ確実に前へ進んでいるラオス。その優しさとポテンシャルで、これから日本にとって、きっと心強いパートナーになってくれることでしょう。

＼ 祖国について教えてください /

ラオス大使館 ワンタダーアサイさん、チッサナさんに聞く10の質問



駐日ラオス人民民主共和国大使館
ワンタダーアサイ・アッカラアサ・
シサアンさん(右) 二等書記官
チッサナ・ケオブンパンさん(左) 三等書記官

みならず国民全体の关心を集めています。二つ目は、2025年で、ラオス人民民主共和国が成立して50周年となったことです。25周年はラオスと日本の外交関係樹立70周年でもあり、11月には天皇家の愛子さまがラオスを公式訪問されました。

Q4 ラオスで今流行っているものは何?

A4 竹でできた伝統的な管楽器で

ある、「ケーンラオ」です。ユニークなケーン音楽は、2017年にユネスコ無形文化遺産に登録されました。最近では国際的な楽器と組み合わせて、新しい音楽を作る試みも行われています。また、ケーンラオのコンテストを開催して、若い世代にも伝統が継承されるようにしています。



他に、特に若い世代に最近人気なのは、日本の抹茶です。抹茶を飲むことは健康にもよく、幅広い世代に注目されています。

Q8 ラオスと日本の共通点は?

A8 人々の親切さや笑顔は、似ている点の一つです。年長の人に敬意を払うところも似ています。ラオスでも日本でも、お年寄りに対して道を空けたり、お辞儀したりします。ラオスの地方では、お互いに声を掛け合い、食事や飲み物をシェアする文化があり、昔の日本と似ていると言われることもあります。

Q9 逆にラオスと日本で全く異なるところは?

A9 地理的な違いがあります。日本は海に囲まれていますが、ラオスには海はありません。山に囲まれているお陰で、台風やモンスーンの影響は比較的受けにくいです。

技術面でも、日本と大きな違いがあります。ラオスでは、大きな産業や工場は少なく、農業に從事する人が多いです。



Q5 日本人にぜひ食べてほしいラオス料理は?

A5 「ラーブ」です。ラーブとは、ラオス語で「幸運」という意味で、お祝い事などのイベントに欠かせない料理です。鶏肉や豚肉、魚など好きな具材を選んで、ハーブサラダと合わせ、スパイスや香りの強い米で味付けして食べます。ラオスでは、ラーブをもち米と一緒に食べるが一般的です。



Q6 あなたの好きなラオス語の言葉を教えてください。

A6 あいさつの「サバイディー」です。「サバイディー」とは、「心身ともに健康である」という意味です。朝・昼・夜いつでもこの挨拶を使用し、お互いに元気であることを確認合います。ラオスでは、合掌しながら挨拶します。

ASEAN加盟国の中ではトップクラスに若い国

ラオスは熱心な仏教徒が多く、自然豊かな国です。ラオス人は、真面目で我慢強い、素直などと言われることが多く、仏教の文化から他人を思いやる姿勢があり、日本人と馴染みやすい性格です。日本との関係も伝統的に良好で、2025年、日本とラオスは外交関係樹立70周年、戦略的パートナーシップ10周年を迎え、包括的・戦略的パートナーシップを結びました。

ASEAN加盟国の中ではトップクラスに若い国で、人口の半数以上が29歳以下の若者です。技能実習・特定技能制度での新規入国者数は、25年にに入ってから増加しています。25年6月には、ラオスで初めての特定技能試験として自動車運送業の技能試験が実施されました。ラオスからの受入れに関心をお寄せの方は、お気軽にJITCO国際部までお問い合わせください。



二国間協力覚書の状況:
技能実習 2017年12月9日
特定技能 2022年7月28日
認定送出機関数:30(技能実習、2025年10月時点)、26(特定技能、2025年10月時点)

ラオスについて
もっと詳しく知りたい方は



[在留者と新規入国者数]

	在留者数	2020年 末	2021年 末	2022年 末	2023年 末	2024年 末
新規 入国者数	521	356	698	1,182	1,574	
技能実習 (1-3号) イ・ロ	115	4	521	627	582	
特定技能	27	51	127	173	252	
特定技能1号	14	0	16	26	65	

参考) 外務省ホームページ「ラオス」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/index.html>)、「地図でスッと頭に入るアジア25の国と地域」(昭文社) ※文中の内容には諸説あります。



他に、ラオスに行くとよく耳にする言葉に、「ボーベンニヤン」があります。「ボーベンニヤン」という言葉は、「大丈夫、気にしないで」という意味で、誰かが失敗したときに相手を許すときによく使われます。また、「どういたしまして」という意味でも使われます。

Q7 日本の印象について教えてください。

A7 来日して感じた第一印象は、規律です。たくさんの人が住んでいるにも関わらず、ゴミの分別や掃除を通して、街や空気は綺麗に保たれています。バスや食事を待つときに、整列することも特徴です。ラオスで人気なのはアニメや着物です。最近はラオスの伝統的な織物を使用した着物の帯を作られ、日本人からも人気があります。

Q8 ラオスと日本の共通点は?

A8 人々の親切さや笑顔は、似ている点の一つです。年長の人に敬意を払うところも似ています。ラオスでも日本でも、お年寄りに対して道を空けたり、お辞儀したりします。ラオスの地方では、お互いに声を掛け合い、食事や飲み物をシェアする文化があり、昔の日本と似ていると言われることもあります。

Q9 逆にラオスと日本で全く異なるところは?

A9 地理的な違いがあります。日本は海に囲まれていますが、ラオスには海はありません。山に囲まれているお陰で、台風やモンスーンの影響は比較的受けにくいです。

技術面でも、日本と大きな違いがあります。ラオスでは、大きな産業や工場は少なく、農業に從事する人が多いです。

Q10 日本人に対してメッセージをお願いします。

A10 お互いに異なる文化を理解し、共有する必要があると思います。私の考えでは、文化は国に属するのではなく、人々によって作られるものだと思います。ですから、異なる文化も皆で尊重し、享受するべきです。それができれば、次の世代がもっと共生しやすくなるはずです。

外国人材の受け入れに関するQ&A

今回は、特定技能制度に関するご質問2点と技能実習制度に関するご質問1点をピックアップしてみました。

Q1 特定技能制度における支援の一つである定期的な面談について、オンラインでの実施が可能になったと伺いました。実施する上で注意点はありますか。

A1 特定技能制度における支援の一つである定期的な面談は、特定技能外国人の就労環境や生活の状況等を把握することを目的として、3ヵ月に1回以上の頻度で1号特定技能外国人およびその監督者（以下、面談対象者）に対して実施する必要があります。2025年4月からは、面談対象者の同意がある場合はオンラインによる面談が実施可能となりました。

オンラインによる実施においては、対面での面談と同等の質が求められるため、面談担当者と面談対象者が互いに表情を確認しながら会話を可能なシステム等を活用すること、録画データを一定期間保存することや必ず面談対象者の同意を得ること、などのルールが設けられています。また、オンラインによる面談を実施する場合であっても、受入れ後の初回の面談時や面談担当者が変更になった場合の初回の面談時は対面による実施が望まれる他、1年に1回以上は対面での面談を行うことが望ましいとされています。

1号特定技能外国人支援に関する運用要領▶

Q2 特定技能外国人の給料や家賃を変更した際に随時届出は必要でしょうか？

A2 特定技能外国人の雇用契約を変更・終了したり、支援計画や支援委託契約の内容を変更したりする場合などに特定技能所属機関から随時届出を行います。今回のケースの場合、昇給や新たに手当がつく場合、控除する家賃額が減額される場合等、特定技能外国人にとって利益となる変更であれば随時届出は必要ではありません。

一方で、諸手当の廃止や控除する家賃額が増額されるなどの場合、届出は必要となります。

お問い合わせ先

実習支援部 相談支援課 03-4306-1160

A3 技能実習制度における常勤職員とは、技能実習生を受け入れている実習実施者に継続的に雇用されている職員を指します。具体的には以下のアまたはイに該当する場合になります。

- ア 所定労働日数が週5日以上、および、年間217日以上であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。
- イ 雇用保険の被保険者であり、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。

また、基本的には特定技能外国人を常勤職員数に含めることは可能です。ただし、建設関係職種等における技能実習についてのみ、1号特定技能外国人を常勤職員数に含めることができないため、ご注意ください（なお、2号特定技能外国人を常勤職員数に含めることは可能です）。

届出が必要な場合は、「特定技能雇用契約に係る届出書」（参考様式第3-1-1号／第3-1-2号）等の提出が求められます。参考様式は全て出入国在留管理庁ホームページおよびJITCO Webサイトからダウンロードできます。

入管庁ホームページ▶
 JITCO Webサイト▶

Q3 技能実習制度の人数枠に関する質問です。技能実習制度では実習実施者の常勤職員数によって受入れ可能な技能実習生の人数枠が設けられていますが、常勤職員の定義と特定技能外国人を常勤職員数に含めてよいのか教えてください。

技能実習生や特定技能外国人の皆さんとコミュニケーションを積極的に取ることは、職場の環境向上のために欠かせない大切な活動です。彼らと一緒にイベントやレクリエーションを体験して、親交を深めませんか？このコーナーではみんなで楽しめるおすすめイベントやレクリエーションをご紹介します。第11回のテーマは「イルミネーション」です。



第11回 「イルミネーション」を見に行こう！

冬の夜を彩る“光の世界”は、寒い季節ならではの特別なイベント

気温が下がりしんじんと冷える冬は、空気が澄んでイルミネーションが一段と美しく映える季節。この時期になると、全国各地でイルミネーションイベントが開催されます。街や公園、テーマパークが一斉にキラキラ輝く光に包まれて、まるで“光の魔法”がかけられたよう。さらに雪が降れば、絵本の世界のような光景にも出会えます。

イルミネーションには、都会の街路樹をライトアップした光の道もあれば、広大な土地にカラフルな電飾が広がる大規模の光の丘があったりと、種類も楽しみ

方もさまざま。演出もどんどん進化して、音楽に合わせて光が動くショーをはじめ、3Dプロジェクションマッピングや最新テクノロジーを取り入れたエンタメ感満載のものなど多種多様。趣向を凝らした日本のイルミネーションは、いまや美しさ・技術ともに世界トップクラスといえます。ウインターフェスティバルの特別感も相まって、煌めく光の世界を体験すれば、実習生たちもきっと感動するはず。

フォトスポットが充実している会場も多いので、スマホの夜景モードを使えば幻想的な写真も撮れます。SNS映えを狙い

たい若い実習生たちのテンションもアップすること間違いなしです。

マフラーや手袋などしっかり防寒をして、温かい飲み物を片手に光の間を歩くのも、冬ならではの醍醐味。光に包まれながら仲間と会話を楽しんだり、屋台のホットドリンクやスイーツを味わったりすれば、心も体も温まります。

寒い季節だからこそ、家にこもらずに、みんなでイルミネーションを見に出かけ、心温まる素敵な時間をすごしてみませんか？きっと明日への活力も湧いてくるはずです。



全国各地＼見たい！／2026年冬のイルミネーション

さっぽろホワイトイルミネーション（北海道）★／あしかがフラワーパーク 光の花の庭（栃木）★☆／SENDAI Bright-Nights STORY（宮城）／丸の内イルミネーション（東京）／大井競馬場東京メガイルミ（東京）／よみうりランド ジュエルミネーション（東京）／目黒川みんなのイルミネーション（東京）／マザー牧場 マザーアイリミ（千葉）／東京ドリーム村 キラキラ光のあ～とびあ（千葉）／東武動物公園 ウィンターイルミネーション（埼玉）／ヨコハマミライト（神奈川県）／江の島 湘南の宝石（神奈川県）☆／さがみ湖イルミリオン（神奈川県）☆／伊豆高原グランイルミ（静岡）／時之栖 ひかりのすみか（静岡）／ラグナ イルミネーション（愛知）／なばなの里 イルミネーション（三重）／大阪 光の饗宴（大阪）／神戸ルミナリエ（兵庫）／神戸ルミナリエ（兵庫）／レオマウイナーイルミネーション（香川）／光の街・博多（福岡）／石橋文化センター ウィンターイルミネーション（福岡）／小倉イルミネーション（福岡）／ハウスデンボス 光の王国（長崎）★／東南植物楽園 沖縄南国イルミネーション（沖縄）etc. ※詳細は各公式サイトをご確認ください。

★日本三大イルミネーション ☆関東三大イルミネーション

かけはし (JITCO JOURNAL) 第34巻164号

発行日 2026年(令和8年)1月1日

発行 公益財団法人 国際人材協力機構 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1116 E-mail:kouhou@jitco.or.jp

JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/> jitco.official

@jitco_official



雇用主の皆さま必見！

SBI Remit × 住信SBIネット銀行

技能実習生の皆さまの銀行口座もSBIレミットで

先ず以下のQRコードリンク資料より、金融庁の解説をご確認ください



外国人の方の預貯金
口座・送金利用について



外国人材の受入れに関する
皆様に知りたいこと

銀行口座開設、利用期間中や、帰国時の口座解約に関するサポートの重要性と留意点に加え、母国への送金に関する留意点も整理されています。

弊社が住信SBIネット銀行と連携して提供するSBIレミットNEOBANKは、給与受取口座としてご利用可能です。その上で帰国に際して、帰国後に発生する最終精算分について、ご本人さま指示に基づき、弊社が母國のご本人さま口座へ送金の上、銀行口座の解約を実施いたします。よって実習実施者の役職員さまや、監理団体職員さまによる銀行口座解約申請代理手続の負荷が軽減されます。最終残高の国際送金実施による精算と銀行口座解約手続きは、資金移動業者且つ銀行代理業者である弊社ならではのサービスとなります。

社会要請に応える金融サポートとして、是非SBIレミットをご検討ください。

使えるATM

- セブン銀行 ATM
- ローソン銀行 ATM
- イオン銀行 ATM
- ゆうちょ銀行 ATM
- イーネット ATM

上記の各社 ATM でご利用いただけます。
各社が設置している全ての ATM が対象です。
お客様はいつでも、どこでも、安心してご利用いただけます。

SBI レミットの送金アプリを全面的にリニューアルしました！

新モバイルアプリの特徴

SBI レミット NEOBANK の残高と送金用口座の残高の合計額の範囲で、いつでも好きなタイミングに、アプリの操作のみで国際送金が可能です。

SBI レミット NEOBANK の口座をお持ちの方々については、トップ画面での銀行口座残高の表示をより見易くしました。現在の為替レートや、送金シミュレーション画面も、より見易く、使い易く変更しています。

受取人さま（送金先）の管理画面に関しては、一覧表を整理の上、登録変更等の機能を加えています。

年末調整時の扶養控除申請に必要な国際送金取引明細書も、アプリでダウンロード、メール送信（提出）等が簡単な操作でできるようにしています。

お得なアプリ送金

アプリ送金をご利用の皆さまには、毎回送金手数料の10%分のポイントを還元いたします。

1 ポイント 1 円で、次回の送金時に手数料の一部（全部）としてご利用いただけますので、アプリ会員の皆さまは実質的に 10% off でご利用いただけます。



※株式会社国際研修サービスは、SBI レミット株式会社の海外送金業務をご案内しております。

※SBI レミット株式会社は、住信 SBI ネット銀行株式会社を所属銀行として銀行代理業業務をご案内しております。

株式会社国際研修サービス TEL: 03-3453-3707 (総務部) (受付時間) 9:00~17:00

SBI レミット株式会社

第二種資金移動業（登録番号：関東財務局長 第 00008 号）
〒112-0012

東京都文京区大塚 2 丁目 9 番 3 号 住友不動産音羽ビル 4 階

本件に関するお問合せ先

企画・営業本部
TEL 03-6229-0792
受付時間（平日）9:00~18:00 ※年末年始・当社指定休日を除く
e-mail: remit_kumiai@sbigroup.co.jp

銀行代理業の概要

所属銀行：住信 SBI ネット銀行株式会社
銀行代理業者：SBI レミット株式会社
許可番号：関東財務局長（銀代）第 439 号
取扱業務：預金の受け入れ、為替取引を内容とする契約の締結の媒介
お問合せ先（ご連絡先はこちら）
日本語：<https://ires.remit.co.jp/IRESWeb/MainInfoInput.jsf>
それ以外の言語：<https://www.remit.co.jp/toiawase/>
受付時間：平日 9:00~18:00 （※年末年始・当社指定休日を除く）

SBI Remit

※このサービスは公益財団法人国際人材協力機構の事業と直接関係ありません。

外国人技能実習生、特定技能外国人を受け入れる体制作りに
制度に寄り添う充実した補償の保険

監理団体・登録支援機関のみなさまへ

① 日常生活における病気・ケガをカバーする保険

② 母国出国から一定期間は

治療費用100%補償期間プランをご用意

国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用されるまでの期間、
補償されるよう選択することができます。

●下表は加入パターンの一例です。詳しくはパンフレットまたは（株）国際研修サービスのホームページをご確認ください。

タイプ	保険金額				保険料				
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	保険期間 12ヶ月	保険期間 36ヶ月	保険期間 60ヶ月
死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用						
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	11,030円	27,720円	44,350円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	14,550円	36,450円	58,210円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	8,820円	22,010円	35,200円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	9,310円	23,220円	37,140円

<保険期間の例示>

保険期間	60ヶ月(タイプ1)	60ヶ月(タイプA)
5年間保険料合計	44,350円	35,200円
1年間換算保険料	8,870円	7,040円



この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは



WEB募集は
こちらから

k-kenshu.net

保険契約者

公益財団法人 国際人材協力機構

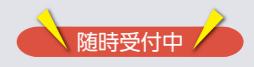
TEL 03-4306-1178 FAX 03-4306-1115

代理店・扱い（お問い合わせ先）

株式会社 国際研修サービス

TEL 03-3453-3700

FAX 03-3453-3703



えっ、その交通ルール、知らなかつた!

5言語
対応

…では済まされません。

技能実習生を
守ろう!

4月からの自転車の
青切符制度適応前に
このDVDで
交通ルールの定着を!

DVD「Q&Aで覚える 日本の交通安全
～歩行と自転車のルール～」

DVD1枚(トールケース入り) 定価33,000円(30,000円+税)
監修 一般財団法人 日本交通安全教育普及協会 企画・制作・発売元 JITCO



◀◀◀ お申し込み・詳細はこちる ▶▶▶ JITCO教材オンラインショップ <https://onlineshop.jitco.or.jp>



JITCO Seminar information

JITCOの各種セミナーのご案内

JITCOでは、外国人材の受け入れに関する各種セミナーや、技能実習法に基づく養成講習を開催しております。詳細とお申し込みは、JITCO Webサイトのセミナーページをご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。

セミナーカレンダー

(※以下は定例セミナーの予定です。時宜に適した特別セミナーも随時開催しています)

日 程	セミナー内容	場 所	担当部	お問合せ先
1月	15日(木) 特定技能外国人受け入れ実務者セミナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部業務課	03-4306-1138
2月	16日(月) 特定技能制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
	16日(月) ～ 20日(金) 【録画セミナー】特定技能外国人受け入れ実務者セミナー	JITCO東京本部	講習業務部業務課	03-4306-1138
3月	9日(月) ～ 13日(金) 【録画セミナー】特定技能外国人受け入れ実務者セミナー	JITCO東京本部	講習業務部業務課	03-4306-1138

※2026年1月1日時点。開催情報は追加・変更することがございます。

※お申し込み受け付けを開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がございます旨、ご容赦ください。

※技能実習法に基づく養成講習も実施しております。詳細は公式サイトをご覧ください。

※JITCOサポートの使い方を解説するJITCOサポートセミナーも実施しております。最新情報は公式サイトよりご確認いただけます。

※はインターネットを利用したオンライン上での開催方式です。JITCO東京本部から配信いたします。

各種セミナーの詳細とお申し込みは、こちらから
<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

